各都道府県教育委員会高等学校担当課 各指定都市教育委員会高等学校担当課 各都道府県私立高等学校担当課 附属高等学校を置く各国公立大学法人担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受 けた地方公共団体担当課

御中

文部科学省初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付

「高校生のための学びの基礎診断」の認定ツールの廃止について

この度、「高校生のための学びの基礎診断」(以下「基礎診断」という。)の認定ツールのうち、「スタディープログラム」について、実施団体である株式会社ベネッセコーポレーションより、廃止届の提出がありました。

このため、「スタディープログラム」については、令和5年3月31日をもちまして、 基礎診断の認定ツールではなくなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいた します。

各都道府県教育委員会高等学校担当課におかれては所管の学校及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対し、各指定都市教育委員会高等学校担当課におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立高等学校担当課におかれては所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては附属の学校に対し、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課におかれては所轄の学校及び学校設置会社に対し、御周知いただくようお願いいたします。

## (参考)

○「高校生のための学びの基礎診断」トップページ http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm (※「スタディープログラム」に関する情報は令和5年3月31日に削除予定)

## 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付 電話:03-5253-4111(内線 3482)